

新型コロナウイルス感染拡大防止 の取組みについて

『三重県指針Ver.9』

～県民の皆様へ 命と健康を守るために～



Mie Football
Association
15 March 2021

首都圏（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県）へ発出されています「緊急事態宣言」が延長されたにもかかわらず、感染者は減少傾向を見せたものの、高止まりの状況下にあります。延長された期間も目前に迫ってきており、今後の情勢に注目しなければならないところです。

生活圏を共有する岐阜県・愛知県の緊急事態宣言は解除され、三重県におきましても県独自の「緊急警戒宣言」も解除をされました。

県下にお欠ましては、「三重県指針Ver. 9」を中心に、「活動再開に向けたガイドライン」を提案していきます。

〔根拠〕

「JFAサッカー活動の再開に向けたガイドライン（第9版）」（2021.1.19）

3. ガイドラインの運用方針

<本ガイドラインの適用優先度>

本ガイドラインは主に政府の方針や上位団体が作成する指針に基づき、各FAやチーム等が活動する際に参考にするために作成されたものであることから、その適用にあたっては、その時点での政府および各自治体の方針や上位団体が作成するガイドラインが優先されるものとします。

<運用の際の留意点>

各FAやチームにおいては、各地域での事業や活動を実施する際には、まずは当該地域での自治体の方針や指導を遵守いただくとともに選手等の安全を最優先として、活動の開始時期やじぎゅ実施の可否について最終的な判断をいただきようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止 の取組みについて

『三重県指針Ver.9』

～県民の皆様へ 命と健康を守るために～

〔抜粋〕

1月14日に県独自の「緊急警戒宣言」を発出直後の1月22日には新規感染者が過去最多の54人となったものの、県民、事業者の皆様のご協力のおかげで、その後、感染者数は減少傾向となり、飲食の場や県外からの観戦と思われる事例も激減しました。一方、1月下旬以降においても、医療機関、社会福祉施設、カラオケ喫茶などでクラスターが多発し、病床占有率が60%を超えるなど県内の感染状況は厳しい状況が続いていることをふまえ、「緊急警戒宣言」を3月7日まで延長させていただきました。

その後、新規感染者数の減少や、重傷者用病床占有率も減少傾向にありなど、観戦状況の改善が継続していることから、「緊急警戒宣言」を予定通り3月7日までとさせていただきます。

これまで、緊急事態宣言が解除された地域をはじめ各地域においてもリバウンドを防止するため、引き続き対策が実施されています。

緊急警戒宣言中に皆様が無命に取り組んでいただいた成果が、水泡に帰すことは絶対にあってはなりません。そのためには、一人ひとりが、「新型コロナウイルスの脅威はなくなったわけではない」「気のゆるみがリバウンドにつながる」と認識する必要があります。

このことから、緊急警戒宣言下になくとも、県として万全を期すための対策に取り組んでいくとともに、県民、事業者の皆様も一緒に取り組んでいただきたい感染リスクを避ける行動について、これまでの観戦傾向などをふまえ「三重県民私信」Ver. 9 としてとりまとめました。

イベント開催の取扱いについて、国から改めて示されるため、今指針の適応期間については、緊急警戒宣言後の令和3年3月8日から令和3年4月30日までとします。ただし、県内外の感染状況や政府の方針などをふまえ、必要があれば適宜見直しを行います。

令和3年3月5日 三重県知事 鈴木英敬

県民、事業者の皆様へ

リバウンドを阻止するためのお願い

～必ず守っていただきたいこと～

三重県指針
Ver. 9

1 県民の皆様へ

- ・「**大人数や長時間におよぶ飲食**」といった場面は**親族間であっても感染のリスクが高まるので参加は控えて**
- ・飲送迎会、新歓コンパ、宴会を伴う花見など、**多数の人が集まる飲食を伴う催しの実施や参加は控えて** NEW
- ・同居家族以外の人と会う際は、**食事中的会話やカラオケ**などの場合も含め、**マスクを着用** NEW
- ・体調に異変を感じた場合は**出勤や通学を避ける**など、外部との接触を避け、かかりつけ医等身近な医療機関に早期に相談

■移動について

- ・緊急事態宣言が発出されている都道府県やまん延防止等重点措置及び飲食店等への営業時間短縮等の要請がなされているエリアへは、**生活の維持に必要な場合を除き、移動を避けて！**

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

- ・上記以外の都道府県への移動は、移動先の感染状況や移動に関する方針等をよく確認し、必要性について**今一度立ち止まって慎重に検討、体調が悪い場合は移動を避けて**
- ・入学や転勤等で他都道府県へ転出する場合は、**移動前（できる限り2週間前）から大人数や長時間の会食など感染リスクの高い場面を避け、体調管理を徹底** NEW

県民の皆様へ

(1) 感染防止対策の基本的な考え方

○皆様ご自身、大切な家族や友人の“命と健康”を守るためには、まずは感染予防を行ったうえで、“持ち込まないこと”“広げないこと”が大切です。

○一人の人から多くの人に感染拡大させるおそれのあることから、**換気が悪く、人が密に集まって過ごすような環境である「三つの『密』（密閉空間・密集場所・密接場面）」の回避、人と人との一定の距離の確保（2m程度）が重要です。**

○新型コロナウイルスの一般的な感染経路の中心は、飛沫感染と接触感染であると考えられていることから、咳エチケットや石鹸による手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防の徹底と、十分な睡眠度による体調管理が必要です。

2 県外の皆様へ

- ・緊急事態宣言が発出されている都道府県やまん延防止等重点措置及び飲食店等への営業時間短縮等の要請がなされているエリアにお住まいの方は、生活の維持に必要な場合を除き三重県への移動を自粛
- ・その他の地域にお住まいの方は、お住まいの都道府県の移動に関する方針等に留意し、必要性について今一度立ち止まって慎重に検討、体調が悪い場合は移動を避けるとともに、高齢者や基礎疾患のある方と会う場合は家庭内であってもマスクを着用
- ・入学や転勤等で三重県へ転入される場合は、転入前（できる限り2週間前）から感染リスクの高い場面を避け、体調管理を徹底

NEW

県民の皆様へ

(2) 移動について

- 緊急事態宣言が発令されている都道府県やまん延防止等重点措置及び飲食店等への営業時間短縮等の要請がなされているエリアへは、生活の維持に必要な場合を除き、移動を避けてください。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

- 上記以外の都道府県への移動については、移動先の感染状況や移動に関する方針等をよくご確認いただき、必要性については今一度立ち止まって慎重に検討をお願いします。また、体調が悪いときは移動は避けて下さい。
- 県内での異動の際は『新しい生活様式』を実践するとともに、特に『感染リスクが高まる「5つの場面」』においては感染防止対策を徹底してください。

偏見や差別の根絶

感染者やそのご家族、所属する企業・団体に対し、さらに個人を特定しようとする事や偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。仕事や通勤等やむを得ない事情で県外から来県される方、治療にあたっている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらされることも絶対あってはならないことです。このような偏見や差別が生じないよう十分な配慮をお願いします。

【イベントにおける感染防止対策】

○イベント開催の目安

人数上限	収容率
◇収容定員10,000人 超→収容定員の50%	大声での歓声・声援等が想定されるイベント 〔ロックコンサート・ポップコンサート・ス ポーツイベント等〕 50%以内
◇収容定員10,000人 以下→5,000人	収容定員が無い場合は、十分な間隔(1m以上) を空ける

○感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染星策）

1 徹底した感染防止等（収容率50%で開催するための前提）		
①	マスク着用の担保 （常時着用）	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等 を行い、常時着用を求める * マスクを持参していない者がいた場合は 主催者側で配布・販売
②	大声を出さない事 の担保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す参加者がいた場合、個別に注 意等ができる * 隣席の者との日常会話程度は可（マスク 着用が前提）
2 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・①～②は、イベントの性質に応じて可能 な限り実行（ガイドラインで定める） * マスク着用状況が確認でき、着用してい ない場合は個別に注意等を行う * 大声を出す参加者がいた場合等、個別に 注意等を行う * スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り 物を禁止する 等
④	手洗い	<ul style="list-style-type: none"> ・こまめな手洗いの奨励
⑤	消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者側による施設内（出入口、トイレ、 ウイルスが付着した可能性のある場所 等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手 指消毒

○感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染星策）

2 基本的な感染防止等		
⑥	換気	<ul style="list-style-type: none"> ・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・入退場時の密集回避（時間差入場等）、待合場所の等の密集回避 * 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保（グループとグループの間は1席（立ち席の場合は1 m以上）空ける） ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2 m以上確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔確保（最低限、人と人とが触れ合わない程度の間）
⑨	飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食用に感染防止策を行ったエリア外での飲食の制限 ・収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外は原則自粛。ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定の要件を満たす場合に限り飲食可 ・過度な飲酒の自粛
⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、十分周知している場合は払い戻し不要

○感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染星策）

2 基本的な感染防止等		
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り事前予約性、あるいは入場時に連絡先の把握 ・「安心みえるLINE」や接触確認アプリ（COCOA）の利用奨励 * アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（接触を防止できないイベントは開催を見合わせる） ・合唱等、発声する演者間での感染リスクへの対処
⑬	イベント前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用促進
⑭	ガイドラインの遵守の旨公表	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取り組みを行う旨、ホームページ等で公表

相談窓口

◆発熱等の症状がある方の相談窓口

- （1）まずは、かかりつけ医等の身近な医療機関に、電話でご相談ください。
- （2）相談する医療機関に迷う場合は、受診・相談センターへご相談ください。

◆新型コロナウイルスに関する一般的な相談

三重県医療保健部業務感染症対策課 059-224-2339（専用回線）
 国（厚生労働省）フリーダイヤル 0120-565653

◆その他の相談

- ・個人の方へ（生活支援、人権問題、心のケア、労働相談等）
- ・児童生徒の方等へ
- ・事業者の方へ
- ・主な支援事業一覧（PDF）
- ・MieCo（PDF）Mie Consultation Center for Foreign Residents

三重県新型コロナ対策
 パーソナルsupport
 「安心みえるLINE」



一般社団法人三重県サッカー協会「ガイドライン」

〔期間：2021.3.8-4.30〕

【基本的な考え方】

参加の有無については、選手並びに保護者の意見を尊重してください。

【日常の活動についての考え方】

- *各チーム、感染症対策を徹底した上での活動は制限されません。
〔健康チェック・手指消毒・3密の回避 等〕
食事の場合は、距離を取り向かい合っただけの会食は避ける工夫が必要です。

【県外での活動について】

- *緊急事態宣言が発出されている都道府県や、移動先の感染状況や移動に関する方針等を良く理解し、必要性について今一度立ち止まって慎重に検討をしてください。他地域から来県した練習試合・イベントについても、同様の考えで取り組んでください。

【県内での活動について】

- *県サッカー協会及び各連盟等が主催する大会の参加については、当該選手や保護者の意向を聞き取り、主催者の感染対策を実施することはもちろん、チームの状況に応じて感染防止対策を徹底して参加できることとします。
なお、状況により必要が生じれば見直します。

注) 中体連・高体連からの通達は優先してください。

参照

政府〔内閣官房：新型コロナウイルス感染症対策〕

<https://corona.go.jp/>

スポーツ庁

<https://www.mext.go.jp/sports/>

日本サッカー協会〔JFAサッカー活動の再開に向けたガイドライン〕

https://www.jfa.jp/about_jfa/guideline.pdf#search=%27JFA+%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A+%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3%27

三重県〔新型コロナウイルス感染症特設サイト〕

<https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm#%E4%B8%89%E9%87%8D%E7%9C%8C%E6%8C%87%E9%87%9D>



参照	情報発信日	発表内容（概要）	該当URL
三重県	3月8日(月)	<p>「三重県指針」 ver.9 発表3/8～4/30 リバウンドを阻止するためのお願い ストップ・リバウンド 感染防止対策の気を緩めない 感染者多数発生地域には行かない 「大人数や長時間」の場面に参加しない</p>	https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm
静岡県	3月12日(金)	<p>「警戒レベル4」（県内・県外警戒）次回更新3/19 ・愛知、1都3県への移動＝「回避」 ・同上都府県からの訪問、自粛。 ・新しい生活様式の徹底</p>	https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-keikailevel.html
愛知県	3月14日(日)	<p>愛知県「嚴重警戒措置」の延長（3月15日～3月21日） ○日中も含め、不要不急の外出の自粛特に21時以降 ○県をまたぐ不要不急の移動の自粛特に首都圏4都県 ○卒業式・入学式等は対策徹底より多くの人が集まる行事は慎重に ○歓送迎会・お花見の宴会・卒業パーティー等は自粛 ○卒業旅行・春休みの旅行は控える</p>	https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html
岐阜県	3月8日(月)	<p>第3波の終息を目指すとともに、再拡大を阻止（3月8日～4月上旬） 基本的な感染防止対策（マスク着用、手指衛生、三密回避など）を「ウィズコロナ」の生活習慣として身に着けることを前提に、今後の「感染リスクの高い春の行事（歓送迎会、新歓コンパ、花見の宴会、飲食を伴う謝恩会）などの徹底回避」</p>	https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/136922.html